

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録(7) (令和4年1定)

日 時	令和4年 3月10日(木)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時42分
場 所	第2委員会室		
議題	付託案件		
出席委員	濱本委員長、松田副委員長、面野・丸山・高橋(克幸)・高木・中村(吉宏)・佐々木・小貫各委員		
説明員	市長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・建設各部長ほか関係理事者 (教育長、港湾担当・福祉保険・こども未来・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長欠席)		

別紙のとおり、会議の概要を記録する。

委員長

署名員

署名員

書記

記録担当

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、面野委員、高木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。横尾委員が高橋克幸委員に、須貝委員が中村吉宏委員に、中村誠吾委員が面野委員に、林下委員が佐々木委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員から発言の申出がありますので、これを許します。

○（産業港湾）宮田主幹

令和4年3月7日開催の予算特別委員会の公明党、秋元委員の森林環境譲与税についての質問の中で、森林環境譲与税のこれまでの配分額、基金積立金、事業費を答弁した際、数値に誤りがありましたので、改めて御答弁させていただきます。

令和元年度の森林環境譲与税の配分額は、決算額で756万3,000円、事業費は事業を実施していないことからゼロ円、基金積立額は基金利子収入148円を加え、756万3,148円となっております。

令和2年度の配分額は決算額で1,607万2,000円、事業費は1,046万2,322円となっており、財源としては前年度の基金から750万円を取り崩しております。基金積立額は事業費1,046万2,322円から財源750万円を除いたものを配分額から差し引き、基金利子収入450円を加えまして1,311万128円となっております。

以上、訂正の上、おわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

○委員長

説明員の退室があるので、少々お待ちください。

（説明員退室）

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、立憲・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○高橋（克幸）委員

◎DX推進について

代表質問でも行いましたけれども、DX推進について主に質問させていただきたいと思います。

最初に、これは何回も代表質問でもお話ししましたし、一般質問でも確認しているのですが、デジタル化とDXの違いについて説明してください。

○（総務）木島主幹

デジタル化とDXの違いというお尋ねでしたけれども、デジタル化というと、何らかのプロセスをデジタルに置き換えてやるようなもので、オンライン会議だとか、そういうものが当たるのかと思います。DXとなりますと、DXのDはデジタルでXはトランスフォーメーションですので、何らかの変革をするということになってございまして、例えば自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画がおととしの12月に出ていますけれども、その中で書かれているものは、「制度や組織の在り方などをデジタル化に併せて変革していく」という説明がなされているところです。

○高橋（克幸）委員

デジタル化だけではDXにならないということですよね。あくまでもデジタル化はDX推進の手段であるという

ことで改めて認識をしたいと思います。この辺は誤解が結構あるので、それを前提にして質問させていただきます。

今回、代表質問でDXの関連予算が出ております。窓口のキャッシュレス決済関係の予算も出ておりました。この問題については、以前から私も質問してきましたし、提案もしてきました。また、会派としても予算要望も行っておりまして、全ての窓口ではないにしても、まず入り口として、今回、予算が出てきたということは評価をしたいと思います。

初めに確認ですけれども、今回のキャッシュレス決済導入の窓口については、新たなものということで、どのようにこれまで検討されて、出されているのか説明してください。

○（財政）尾作主幹

今回のキャッシュレス決済の導入に至る窓口の選定経緯につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、他自治体の先行事例でも、市民が証明書を受け取る窓口から段階的に導入を始めていることから、まず、戸籍住民課及び3サービスセンターと市民税課を対象としましたほか、外国人観光客等からのキャッシュレス決済のニーズがあります総合博物館、こちらは正面口と手宮口と運河館がございますが、こちらを対象としまして、計8か所を予定したところであります。

○高橋（克幸）委員

次に、これも代表質問で伺いましたけれども、改めて伺います。キャッシュレスの決済方法と、それから市民への周知、開始時期、それと今後の予定ということでまとめて伺います。

○（財政）尾作主幹

まず、決済方法につきましては、来庁者のキャッシュレス決済の利用促進が図られるよう、クレジットカード、電子マネーのほか、QRコード決済に対応する予定であります。

次に、周知方法につきましては、広報おたるや市のホームページのほか、詳細は今後、窓口担当課と相談することとなりますが、窓口においても来庁者への周知を図ってまいりたいと考えております。

今後の予定ですけれども、端末整備の時期ですか、職員の研修が必要になりますが、本年の4月にプロポーザルによる事業者の公募を実施したいと考えております。その中で端末整備や職員研修についても提案をしていただく予定であります。6月頃に契約後、10月頃の稼働を目指しておりますが、その4か月程度の期間の中で機器等の整備、研修等を実施したいと考えております。

○高橋（克幸）委員

4月にプロポーザルということで、入札をするということですね。10月頃から実際にキャッシュレス決済をスタートさせたいというお話をございました。

気になるのが、この端末機器をいつ頃導入するのか、そして、具体的に説明会、研修会をいつ頃予定するのか、10月に間に合うのかどうかが少し懸念されるところですけれども、この辺について説明をお願いします。

○（財政）尾作主幹

端末整備の時期や職員の研修がその4か月の間に間に合うかという御質問ですけれども、昨年来から他市の情報の収集ですか、事業者からいろいろな情報を聞きする中で、この程度の期間があれば十分対応できるというお話を聞いておりますことから、この4か月の中でプロポーザルによる選定が終わった後、対応できるものと考えております。

○高橋（克幸）委員

ぜひよろしくお願ひします。

もう一点、キャッシュレス決済の導入の課題を伺いました。課題としては、拡大による決済手数料が問題なのだと。それから、決済の端末機器の導入と維持費用も課題なのだというお話をでした。

実際、この決済手数料はどの程度かかるのか、それから、この端末機器の維持費用はどのくらい想定しなくては

ならないのかというのをお願いします。

○（財政）尾作主幹

決済手数料につきましては、一般的には1件当たり約3%から4%という情報を得ておりますが、事業者によりましてその手数料率は異なりますので、公募の中で提案をしていただく予定になっております。

また、端末機器の導入、維持費用につきましても、事業者によって導入できる端末機器が異なっておりますので、公募により提案をしていただいた中から利便性の高い機器を選定したいと考えているところです。

いずれにしましても、導入窓口が多くなったり、利用が多くなりますと、この費用がかさむ形になります。

○高橋（克幸）委員

いずれにしても、具体的なものについては、プロポーザル以降ではないと分からぬということですね。

先ほどの周知の関係ですけれども、1点お願いしたいのは、やはり窓口で待っているときに、もしくは窓口に来たときに、はつきり分かるような表示をしていただけないかと思っています。この点、いかがでしょうか。

○（財政）尾作主幹

市民の皆さんなどが窓口で実際に利用するときに、何の決済手法が使えるかなどを表示するということにつきましては、当然、私たちも考えていかなければならぬと考えておりますので、そちらについては対応してまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

できるだけ分かりやすく、文字だけではなくて、イラストなどを入れて工夫をしていただきたいと思います。

次に、RPAについて何点か伺いました。別なソフトでのRPAの実証実験が行われたということで、その内容を伺いましたけれども、改めて確認します。その内容についてお示しください。

○（総務）木島主幹

先般まで行われておりましたRPAの実証実験でございますけれども、全序的に募集をかけまして、手の挙がったところの業務についてRPAのテストを行ったところでございます。

どこの業務か主なものを御紹介したいと思います。職員課で行っておりました年末調整の保険料控除を、年末調整を行うシステムに入力する処理ですとか、あと市民税課で行っておりました軽自動車税の軽自動車廃車の申告書が出てきますので、それをシステムに入れる処理ですとか、あとは全序的なところにはなると思うのですけれども、請求書が上がってきたものを財務会計システムに入力しなければなりませんので、そういう入力にかかったところでございます。

ですので、基本的にRPAは職員が手作業でシステムに入力するような処理を代行してくれるというところが大きな力になってくれるところでございますので、今回につきましても、申請書などを何らかのシステムに入力をするという業務で実証実験を行ったところが多くなってございます。

○高橋（克幸）委員

市長の御答弁では、7部署13業務。今、主なものを言っていただきましたけれども、1,363時間の削減効果があったというお話をしました。結構な効果があると思いながら伺っていました。

この実証実験に当たって、結果、職員の方々はいろいろな感想や意見をお持ちだったと思うのですが、その意見について、主なもので結構です、お聞かせください。

○（総務）木島主幹

本会議の中でも市長から御答弁さしあげてますが、まず精神的、身体的な負担が大きく減ったというところなど、機械がやってくれますので、正確に入力ができたというところがございました。そのほか、新たな取組になりますので、ロボットをつくるところなど、今後のメンテナンスという辺りに不安を覚えたというところがございます。

それに加えまして、RPAは自動でやってくれますので、その間、職員の手が空くというところで、別の仕事ができたというところもございました。ただ、新しいものですから、今までやっていないことをやらなければならなくなつたというところで、そちらのほうでも少し時間が取られるという意見もございましたし、結果的に実証実験まで進めなかつた取組があるのですけれども、それにしても、RPAによって業務を変えられるのだという感想を持ったという意見はありました。

○高橋（克幸）委員

それで伺いたいのですが、このRPAの実証実験で、実際、全体の関係する職員の方々を100とした場合に、どのぐらいの割合の方が携わったのか。逆に言えば、一部の方だと思うのですけれども、自分で実際に操作した、携わったということであれば、実感が湧くわけですが、実験に携わっていない方、もしくは、なかなか理解ができなくて触っていない方は実感がないわけです。その差をどうやって埋めていくかというのはこれから課題だと思ってるのですが、この点についてはいかがですか。

○（総務）木島主幹

確かに見てみないと、体感してみないと効果が分からぬというところが十分あると思っております。新年度には導入させていただきたいということで予算計上しておりますので、導入が決まりましたら、当然、全庁的な説明会は絶対行つていこうと思っています。

それと、どういうふうに効果を実感していただくかは、一個一個少しでも、小さなものでも構わないので、成果が身近で見えれば、こんな便利なのだな、いいのだなと思ってもらえると思いますので、それを感じてもらえるような取組を考えてやつていきたい。広く周知なり、情報発信なりというところをやっていけば、少しずつかもしれませんけれども、広がっていくのではないかと考えております。

○高橋（克幸）委員

次に、今回の予算計上されておりますAI・RPA関連経費1,000万円出ておりますけれども、この主な内容と予算額についてお示しください。

○（総務）木島主幹

1,000万円の内訳でございますけれども、まず一つは会議録作成システムで、音声データをテキスト化するというもので367万4,000円を計上してございます。それとRPA、紙資料をテキスト化するAI-OOCRというものがあるのですけれども、こちらの使用料で462万円、残りの170万6,000円につきましては、RPAのロボットを作成するための委託料と考えてございます。

○高橋（克幸）委員

この中で確認したいのが、ロボット作成の委託料についてですけれども、この170万6,000円は、どういう根拠で算定された数字なのかお示しください。

○（総務）木島主幹

こちらの金額につきましては、若干算定いただいたところはあるのですけれども、おおむね一つのロボットをつくるのに1週間程度かかるという実績があるということでベンダーから伺っております。それで大体8本ぐらいかということで、2か月程度やるとすれば、8本程度できるだろうと。1か月当たりの単価がベンダーによってございますので、その単価を聞きまして積算したものでございます。

○高橋（克幸）委員

それで、今後、実際にRPAを導入されると思いますので、そのRPAソフトをこれからどういうふうに導入していくのか、恐らくプロポーザルでまた選ばれると思うのですけれども、今後の予定についてお聞かせください。

○（総務）木島主幹

導入に当たりましては、委員からおっしゃっていただいたとおり、プロポーザルで導入業者は選定したいと考え

てございます。なるべく早く導入したいと思っておりますので、御可決いただきましたら、告示といいますか、内容を公表させていただいて、何月何日までとはまだ詰め切れてはおりませんけれども、4月下旬ぐらいまでに手を挙げていただいて、連休明けぐらいにプレゼンテーションをやっていただいて、5月中には導入の事業者を決定して、早ければ6月から実際に動けるような形にできればと考えております。

○高橋（克幸）委員

この点についても課題を伺いましたけれども、職員が広く活用ができるようにしていくことが課題だと。全くそのとおりだと思います。

先ほどもお話ししましたけれども、このDXは何のためにやるのか、デジタル化を活用して何に到達するのかということも職員の皆さんのが認識されていないと、結局、受け身になってしまふということになりますので、そこが私は一番課題なのかと思っています。

代表質問の再質問で、市長にもいろいろ質問させていただきましたけれども、やはりどうしても戻るのはステップゼロなのです。認識共有と機運醸成が必ず原点になりますから、戻る。そこがきちんとベースとしてなければ、幾らどんぐんソフトを入れても、もしくはデジタル化しても、そこから先がなかなか発展できないという事例もあるようですから、この辺は、何回も申し上げますけれども、いろいろな説明会、研修会があるごとに、なぜDXをこれからやらなければならないのか、市としてどういう取組をこれから行うのかということを分かるように、見えるように、何回も何回も説明していただきたいと思っております。この点について、よろしくお願ひします。

○（総務）木島主幹

これまで市内の自治体DX推進計画に関する説明会を5回ほどやらせてもらっております。その中でDXとは何なのというところも私としては強くお話ししているつもりです。D（デジタル）ではなくてX（トランスフォーメーション）だよというのはお話ししているつもりではあるのですけれども、それを5回やったから、それでおしまいという話には当然ならないと思いますので、単独でやるのがいいのか、どういうやり方あるのかというのを考えさせていただきたいと思います。少なくとも単独では来年度もやりたいとは思っておりますので、広く周知、情報共有はできればと考えております。

○高橋（克幸）委員

群馬県前橋市の前橋市（デジタルトランスフォーメーション）DX推進計画というのがあります。いろいろ参考になるので私もずっと読み込んでいます。やはりここの中の取組、なるほどなど、理想形だと思っているのですが、ここではこういうように書いてあります。「市役所内の各部署において、自主的・自律的に業務プロセスの見直し」と。自主的・自律的なんですね。これはあくまでも、先ほども言いましたけれども、しっかりと認識ができている、情報が共有できている、そして機運が醸成されているということを前提にしないとできないわけです。ぜひ、ここを目標にしていただきたいと思っております。

では、どうやって進めるのかは、これから問題になるのですが、それが推進体制だと思います。推進体制についてお聞きしたいと思います。

まず、担当部門が決まったということだったので、改めて説明をお願いします。

○（総務）木島主幹

担当部門と申しますか、今、デジタル化担当ということで総務部主幹を配置しておりますけれども、来年度におきましては、情報システム課を改変いたしまして、デジタル推進室ということで行っていければと考えてございます。

人員体制につきましては、今情報システム課と主幹のポストに加えまして、室ですので室長のポストが一つできる、それと主幹のポストも一つ増やす、主査のポストも一つ増やすということで、体制は現状考えているところです。

○高橋（克幸）委員

組織体制ができましたということですね。

市全体の構図を少しイメージして確認したいと思うのですけれども、他都市の例を見ると、まず、DX推進本部という上位組織をつくっています。意思決定権の場所です。その下にDX推進委員会というものを設けているところもあります。単にデジタル推進室が全部そこで担うというやり方ではなくて、全局的に各部門から推進委員を募って、もしくは指名して、そこでしっかりと議論していく。その先導、旗振り役は当然デジタル推進室なのですが、何でもかんでもそこでやるというのではなくて、どうやって全局的に進めていくか。企画、立案、そして進捗管理もデジタル推進室でやらなければならないと思いますけれども、具体的にどうやって進めていくのか、それぞれの部門でどういう課題があるのか、先ほど言った自主的・自律的にというところがここで発揮されないと、なかなか前にうまく進んでいかないのだろうと思っています。

そういう意味では、その推進本部のトップは当然市長でしょうし、CIOですか、副市長が当然その最高情報責任者としているということで、市の推進の決定はその本部で行われると思いますけれども、具体的にエンジン部分として活動していくというのは、やはり推進委員会なるようなものの組織なのかと私はイメージしているのですが、この点はいかがでしょうか。

○（総務）木島主幹

委員おっしゃるような推進体制を取られているまちがあるのは認識しております。現状、小樽市でまだこういう体制でやるというものは決まっておりませんので、今、御紹介があったような体制も含めて、どういう推進体制を取っていけばいいのかは考えていかなければならぬ課題だとは思っております。

○高橋（克幸）委員

いよいよこれから進んでいくでしょうから、小樽市としてもDXの推進計画は計画されるのですよね。それを確認です。

○（総務）木島主幹

作成しようとは考えてございますが、申し訳ございませんが、まだ作成には至ってございません。

○高橋（克幸）委員

当然その計画をつくると、組織体制、推進体制もしっかりとそこで明記されるでしょうし、具体的に進めていくイメージが湧いてくると思うのですけれども、なかなか今の御答弁では、どうやって進んでいくのかが少し見えない状況にあるのかと思います。

これは私が調べたイメージでのお話をしたので、恐らくそういう状況に組織パターンとしてはなるのではないかとは思っているのです。できればこの辺は早く議論をしていただいて決めていかないと、デジタル推進室はできただけでも、ではどうすればいいのだという具体的な動きが見えづらいと思いますので、その辺の枠組みについて、むしろ一定程度決めてやっていただいたほうがいいと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○（総務）木島主幹

確かに時期を定めてやっていかないと、ずるずるいってしまうということだと思いますので、いつまでと今ここで明言できる状況にはございませんけれども、なるべく早めにそういったところはつくっていって、議論のベースになるようなところを作成していきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

何回も言いますけれども、司令塔になるのは、やはりデジタル推進室が旗振りになるわけですから、この辺が具体的に見えてこないと、ほかは見えないと思います。

先ほど例で申し上げました各部門の代表選手みたいな、推進委員会とすれば推進委員みたいな方々というのは、これからは必要になるのだろうと私は思っているのですけれども、この考え方についてはどのような見解をお持ち

かお願いします。

○（総務）木島主幹

先ほど来から委員おっしゃっているとおり、情報システム部門だけで事がなし得るとは考えてございませんし、課題になるものは各現場にあるのだろうと思っております。そういう観点からいきますと、各部署から、名称は推進委員なのか何か分からぬですけれども、そういった方々に参画していただきて、いろいろなものの課題の議論をしていくというのは必要になるのではないかと思います。

○高橋（克幸）委員

懸念している点は、やはり専門的な分野になりますので、市で契約している専門のアドバイザーとよく相談しながら、この先々のことをぜひ早めに相談して決めていただきたいと思うのが一つ。

それからもう1点は、これは市長にぜひお願いしたいのですけれども、地方自治体でありがちな懸念ですけれども、DXについては組織をつくったからあなた方、全部やれよという話にはならないのです。ですから、担当部門が責任だけ重くては、結局、埋没してしまいますので、そうではなくて、私が先ほどから申し上げているように、全庁的にそれぞれ進められるような体制づくりが非常に私は必要だと思っていますし、中心になるのは当然デジタル推進室ですけれども、その辺をよく考えていただきて、その体制づくりについて市長も一考していただければ、配慮していただければありがたいと思います。市長の見解を伺って、私の質問を終わります。

○市長

高橋克幸委員から様々な観点から御提言を、今、いただいたと思っておりますけれども、全庁的な取組は必要だと思っておりますし、あくまでも、仮称ですが、デジタル推進室というのは一応コントロールするセクションでありますので、これを全庁的に広げていくためには、やはり認識共有が必要になってくるわけであります。そのためには、職員一人一人にあくまでもDXは手段であって、この前も御答弁申し上げましたけれども、目的は、あくまでも行政の効率化、持続性、あるいは行政サービスの利便性の向上、こういったことを目的に進めていくわけですので、もちろんこれが縦割りであってはいけないと思っております。みんなが同じ認識を持っていかなければいけないと思っています。

そのためには、御提言の中にありましたような、本部組織、委員会を設置している自治体の例があるということでお聞きしましたので、こういった取組も参考にしながら、全庁的に取り組んでいけるような体制は考えていきたいと思っているところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫について

私からは、1点目、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫について最初に伺います。

旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫を市が所有して最初の予算で、その中では旧第3倉庫の維持管理経費が347万4,000円、ライトアップ事業として500万円が計上されています。それぞれの内容について、少し具体的に説明をお願いします。

○（総務）企画政策室布主幹

まず、維持管理経費につきましてですが、建物の侵入者対策としてセンサーライトの設置21万7,000円、電気料24万円、屋上の防水30万円、あと建物内部のエレベーターが貨物用でございますので、管理経費が高いため休止いたします。そのエレベーターを休止しますと、内部2階までは内部階段で上がれるのですが、建物点検などで3階、4階、屋上に上がる手段がなくなりますので、建物外部の運河側の階段のうち、札幌側の階段を補修しまして、維持管理用の通路を確保したいと考えております。その補修費用が271万7,000円です。合わせて347万4,000円となっております。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫のライトアップ事業につきまして、旧北海製罐第3倉庫の外観を既に実施しております運河倉庫群と同様に通年でライトアップすることを目的とした事業であります。ライトアップのデザインと施工を一体的に実施するための初期費用を委託料として500万円計上しており、北運河エリアのランドマークである旧北海製罐第3倉庫を新たな観光資源として磨き上げ、観光客の滞在時間の延長や回遊性の向上を促進するものであります。

○佐々木委員

ライトアップなど大変楽しみなことが入っていると思いました。

それで、結果として、市民や各団体などが内部観覧、活用等について大変希望されているところも出てくるのではないかと思いますけれども、その可能性はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

現状では、第3倉庫は倉庫ではなく空き家の状態になっておりますが、今後、新たに何かに活用する場合には、その用途によって、例えはどういった消防の設備が必要か、あとは土地の利用規制や建築基準法などのそういった関係はクリアできるのか、また、その規制をクリアするのに費用が幾らかかるのかなど、関係部署と協議する必要があると考えております。

○佐々木委員

その辺のところをもう少し具体的に判明次第、いろいろとお聞かせいただきたいと思います。

それから、保全、活用のためのその後の検討はどのように進んでいるでしょうか。検討組織の枠組みだとか、そのメンバー、また、検討の方向性など、何か進展している状況があればお知らせください。

○（総務）企画政策室布主幹

市としては、今後、庁内会議を設けたいと考えております。その会議では開発者と関係、活用方法の検討、一時利用の検討などを目的にしたいと思っております。

メンバーとしては、これまで第3倉庫の譲渡に当たって、活用ミーティングの対応など、建設部、産業港湾部、教育委員会などと連携してまいりましたので、そういった関係部署を含んだ形で設置したいと考えております。

○佐々木委員

この第3倉庫の活用策は、全国的にも注目されていると聞いています。これから時間も限られたという中の検討になりますので、早急に実現目指して活用策の検討をお願いしたいと思います。

◎プラスチックごみ問題について

2点目に入らせていただきます。

プラスチックごみ問題について伺います。

市も取り組んでいるSDGs、そのゴールの12に「つくる責任、つかう責任」ということで、環境負荷削減を進めることもありますし、それから、ゴールの14には、「海の豊かさを守ろう」という中で、海洋汚染の原因について、全ての自治体で汚染対策を講じることが重要と取り上げられています。

いろいろとニュース等を見ていますと、政府がプラスチックごみのリサイクルや削減、地球温暖化対策の推進を目的とした新法、プラスチック資源循環促進法を4月に施行すると出ておりました。それに併せて回収業務を担う市町村の財政負担を減らし、一括回収に乗り出せるよう、新年度から家庭から出るプラスチックごみを一括して回収する経費の一部を地方交付税で手当てするとありました。これはやはりこういうことであれば活用して、プラスチックごみを少しでも減らしていくことが必要だと思いました。

そこで、お伺いしたいと思うのですけれども、プラスチック資源循環促進法をまず説明をお願いします。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

プラスチック資源循環促進法についてですが、同法は正式名称をプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律といい、海洋プラスチックごみ問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機に、プラスチックの資源循環を一層推進する重要性が高まっている中、多様な物品に使用されているプラスチックについて、包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計から廃棄物としての処理までに関わるあらゆる事業者や市民等におけるプラスチック資源循環等の取組を推進することを目的に、令和3年6月4日、同法が成立し、同年6月11日に公布された法律であり、施行日を本年4月1日とする旨の政令が本年1月14日に発せられております。

法律の内容といたしましては、プラスチック製品の排出の抑制、市町村のプラスチック廃棄物の分別収集、製造・販売業者等における自主回収の促進、排出業者のプラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化の促進などについての規定がされております。

○佐々木委員

という法律ができてということで、本当に、今、新聞の広告や何かでも「プラ島太郎」などといろいろと出ておりますけれども、そういうことを本市でもこれからどのように実際取り組んでいかれるのか話を伺いたいのですが、現状、本市でのプラスチックごみの回収から処理までの方法がどうなっているのか、少し具体的に説明をお願いできますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

本市におけるプラスチックごみ回収から処理への流れについてですが、まず、弁当容器や菓子袋などのプラスチック製容器包装につきましては、週に一度、プラスチック類の資源物として各地区のごみステーションから回収し、北シリベシ広域クリーンセンターへ搬入後、個別の袋を破り、ベルトコンベヤーで流しながら、かみそりや文房具をはじめとした製品プラスチックなどの再資源化不適物を職員が手選別で取り除き、一定量を梱包用ラップで包み、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、いわゆる容リ協へ搬出し、再資源化業者へ入札により引き渡されています。

なお、ペットボトルの一部につきましては、入札により市内の民間業者へ引き渡しております。

また、文房具やおもちゃなどのいわゆる製品プラスチックにつきましては、2週間に1度、燃やさないごみとして各地区のごみステーションから回収し、北シリベシ広域クリーンセンターへ搬入後、他の燃やさないごみと一緒に破碎処理を行い、金属類を回収の上、広域クリーンセンターに隣接する小樽市廃棄物最終処分場にて埋立て処分されております。

○佐々木委員

そうですね。私も一度見学させていただいたたら、プラスチックごみを手で選別するというような作業をされておりました。

大変な御苦労の中で進めておられることですけれども、今のような手順の中で、それを新法に合わせるためには、どこをどのように変えたり、追加したりしなければならないのでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

本市の現行収集処理体制を新法に合わせるために必要な変更点などについてですが、本年1月に国から分別収集

における回収可能物の種類やサイズなどの基準が示され、2月にオンライン説明会が開催されておりますが、現在、引き続き細部の情報収集を行っている段階でございます。

そのため、法に合わせるために必要になると思われる変更点などについては、現段階では大まかにしかお示しできませんが、現在、燃やさないごみとしている製品プラスチックを資源物へ取扱いを変更するため、市民の皆様がごみステーションへお出しになる際の分別方法の周知は必要になってくるかと思います。

また、一括回収するかどうかにもよりますが、回収量が大幅に増えることは容易に想像ができますから、ごみステーションからの収集体制の変更、さらには北シリベシ廃棄物処理広域連合において、再資源化不適物除去やサイズ調整などに係る施設更新や作業員の増員などのほか、出荷前の再資源化物の保管場所の増設なども必要になると聞いております。

○佐々木委員

なかなか大変だと思いますけれども、こうした変更は、市としてすぐに対応できるものなのでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

製品プラスチック回収の制度設計が出来上がったとしましても、回収方法変更の市民周知、それから施設の増設や職員の確保などが必要となりますことから、本市が単独施設で処理を行ったとしても、一定程度の時間は必要であります。現在、想定されている処理施設が北シリベシ廃棄物処理広域連合の施設でありますことから、それ以上に一定程度時間がかかるかかかるものと考えております。

○佐々木委員

大変だし、まだ新法ができたからすぐ変えるというわけにはいかないとよく分かりましたけれども、結果として、今後の新法に関わる市の対応、また、その方向性についてだけでも示しておいていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

今後の新法に関わる本市の対応や方向性についてでありますけれども、現状として、実際の再資源化に向けた引取先が本市の近郊ではなく、プラスチック製容器包装は容リ協ルートを使用して再資源化しておりますことから、国が示す容リ協の再資源化ルートを活用する方法が考えられております。

しかし、現段階では容リ協の引き取りに関する詳細が新年度に入ってから示されると聞いておりますので、当面は道内他都市の動向を注視しつつ、詳細が示された段階で北シリベシ廃棄物広域連合とも協議してまいりたいと考えてございます。

○佐々木委員

今、道内他都市の動向という話も出ましたけれども、全国的にほかの自治体の対応状況などはどうなっているのか分かりますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

全国の自治体の対応状況についてでございますが、東京都や横浜市、鎌倉市、仙台市など、東京近郊の都市や過去に国のモデル事業を行った都市などにおいて、本年4月から実施される予定であるとは聞いておりますが、多くの自治体では、経費増や再資源化業者などの観点から、将来に向けて検討段階であると聞いております。

また、北海道内の自治体におきましても、再資源化を目的に本年4月から導入するとは聞いてございません。

○佐々木委員

根本的にごみをできるだけ出さないとか、廃棄物の削減を目指していくことが肝要だということですけれども、現在、広くプラスチックごみによる海洋汚染、地球環境に与えている問題がクローズアップされている中では、新法のプラスチック資源循環促進法の施行でまず対策に動き出したということは分かりましたが、今の質問への御答弁をお聞きしていて、やはり本市だけでなく、全国的にもすぐの対応は難しそうだということが

分かりました。それでも今後、必要な施策ですから、これについては対応できるよう前進していただくようにお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○面野委員

◎総連合町会補助金について

それでは、総連合町会の補助金について、伺います。

まずは町内会の現状について伺いたいのですが、本市の町内会の数と把握している加入世帯数、それから、本市の全世帯に対する加入世帯の割合について、現状の直近の数値と5年前と10年前も併せてお知らせください。

○（生活環境）小山主幹

では、令和3年度の数字ですけれども、総連合町会に加入している数字を使っております。町内会といたしましては149町内会、加入世帯数4万4,572世帯、加入率は71.6%になっております。

また、近年の町内会数ということで、5年前の平成28年度でいきますと、151町内会、4万8,117世帯、加入率73.9%、10年前でいきますと、23年度、152町内会、5万1,386世帯、加入率76.3%となっております。

○面野委員

少しずつ減っているような形になると思うのですが、一般的に人口減による町内会の加入世帯数の減少によって、町内会の運営費への影響もあると。また、会員の高齢化などによって、役員の成り手不足ですか、あとは町内会の業務が、人が減ったからといって業務が減るわけではなくて、むしろ増えているというようなお話を伺っております。

そのようなお話を踏まえて、小樽市ではこの加入世帯数の減少、高齢化による町内会への懸念点などはどのように捉えておられますか。

○（生活環境）小山主幹

まず、加入世帯数が減少しますと、町内会の活動費の財源となっている町内会費が減少となります。また、市からの助成金等の中で、加入世帯数が基礎数字となるものは、交付額が減少されるということになります。

また、高齢化による影響についてですけれども、町内会に限ったことではないのですが、役員の成り手不足の課題がある中で、役員が高齢化しても、若い世代に世代交代が進まないということが懸念されていると思います。

○面野委員

人口減少は本市に限ったことではないので、きっと全国の多くの自治体にある自治会、町内会は同じような影響が起きているのかと私も思っております。

それでは次に、総連合町会が行っている具体的な業務について、少しお聞かせいただきたいのですけれども、まず、市から毎月、回覧物の依頼が総連合町会の事務局にあるとのことですけれども、1年間で回覧を依頼する件数ですか、回覧枚数、月別などで把握されていますでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

回覧方法につきましては、担当課から生活安全課へ配布についての相談は受けているのですけれども、数量等については把握しておりません。

○面野委員

それでは次に、総連合町会の推薦を受けて市の委員会等に参加されている単位町会長の人数等を把握されていますか。例えば委員会等の名称ですか、その委員会の開催数、参加延べ人数、それから委員会に参加した報酬の有無など、金額等もし分かればお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

各種委員会等の運営につきましては、担当課が直接、総連合町会事務局に依頼していることから、生活安全課で

は把握はしておりません。

○面野委員

今、2点ほど確認させていただいたのですけれども、なかなか数値的には把握できていないというようなことで、それらの業務などを通して、町内会や総連合町会が市にどれぐらい貢献しているのかということについては、その業務量や経費について可視化するということはこれから重要なことになるのかと思いますが、そういったデータの管理ですとか、調査するようなお考えはあるのでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

確かに委員おっしゃったとおり、町内会の方がどれぐらい市の各種委員として参画していただいているかを把握する必要はあると思いますので、所管であります生活安全課で各課に照会するなどして把握していきたいと考えております。

○面野委員

よろしくお願ひいたします。

それでは次に、総連合町会から市補助金の増額要望が出されていると伺っておりますけれども、そちらの要望内容についてお聞かせいただけますか。

○（生活環境）小山主幹

要望の内容といたしましては、単位町内会運営費の世帯割単価、それと総連合町会運営費の大幅な増額と抜本的な見直しということで要望をいただいております。

この要望の背景といたしましては、人口減少に伴いまして世帯数が減少しているということで、市の補助金や先ほど言った町内会費が減少し、各町内会で財政的に厳しく、事業を削って運営費を捻出するなどの状況があるとお聞きしております。

また、総連合町会事務局の運営についても、市の補助金や単位町内会の会費の収入減に伴いまして、会の運営の経費の捻出に苦慮しているという背景があるということをお聞きしております。

○面野委員

なかなか厳しい財政状況を勘案しての要望だと捉えさせていただきましたけれども、ちなみに令和4年度の予算案については、その要望についてどの程度反映されているのかお知らせください。

○（生活環境）小山主幹

要望は要望としてお聞きさせていただきましたが、その内容に妥当性があるのか、市として財政を含め対応可能かということを総合的に勘案して検討していくかなければならないと思っておりますが、令和4年度では暫定的な対応として、年々、各町内会で世帯数が減少していることに伴いまして、補助金が減額となっている状況から、単価をアップし、また、市の財政難で運営費補助金をカットした経緯がございますので、今回、カット前の金額に戻しました。

具体的には、単位町内会の補助金、世帯割を1世帯当たり200円を220円の10%アップ、総連合町会の運営費補助金を80万円から100万円に増額いたしました。

○面野委員

ただいま御説明の中で具体的な金額的もお示しいただきました。その上で、令和4年度に関しては暫定的というような御説明もあったのですが、今後、令和4年度以降、令和5年度からになると思うのですが、今後、どういった要望に対しての対応を考えているのかお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

総連合町会補助金につきましては、令和4年度中に積算方法も含めて在り方の見直しを検討したいと考えております、検討に当たりましては、総連合町会とも話をしてまいりたいと思っております。

○面野委員

それでは次に、人口減と高齢化に伴う町内会組織の弱体化について何点か伺いたいのですけれども、先ほど加入世帯数ですか町内会数をお知らせいただきましたが、人口減少の幅ほどではないですが、少しづつ減少しているし、町内会も解散されたのか、統合されたのか分かりませんけれども、この10年間で大体3町内会が減っているということなのです。

まず、行政サービス上、単位町内会が解散した場合は、どういったサービス低下につながるのか、どういう御見解をお持ちかお知らせしてほしいのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

市の状況でお話しさせていただきますと、やはり住民への周知機会が減ること、高齢者や青少年に対する目配りや防犯活動などが行われなくなってしまうこと、住民の声が市政に届きにくくなること、それと、活力が低下することが考えられると思います。

○面野委員

なかなか行政の職員だけではカバーし切れない、そういう地域の事情や防犯対策なども、町内会の方で結構、尽力されている方、私も実際に見たり聞いたりもしております。

それで、市全体の人口が減るから、その抑制対策として人口対策を講じる、これはもちろん必要なことなのですけれども、一方で、20年後、4万人ぐらい減ると推計は出されておりますが、そういう実情を直視して、今からこの町内会、地域の活性化策であったり、町内会の継続の在り方などを検討することが、もう急務なのかというふうに考えております。この点についてどのような所感をお持ちか、最後、お聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

人口減少によって世帯数が減少して、町内会の規模がどんどん小さくなっていることから、町内会活動自体が厳しくなるということが、市としても懸念されております。

これまで、市にも解散したいという相談を受けたことがありますて、市としては近隣の町内会と合併するなどして、町内会というものを維持して運営することも検討していただきたいというお話をしたことがあるのですけれども、それぞれの地域事情があって、なかなか合併するという方向で話が進まないで解散するケースが多かったということがございます。

町内会は地域のコミュニティの根幹をなすということで、協働のまちづくりを掲げる小樽市にとっても、市政の推進パートナーであることもありますので、地域コミュニティの維持というのは重要な課題でもありますし、単にお金だけの問題ではないことから、どのような支援が活性化に図っていけるのか、持続可能な方法については総連合町会とも協議してまいりたいというふうに考えております。

○面野委員

ぜひ、よろしくお願ひいたします。

◎第3次男女共同参画基本計画について

それでは次に、第3次男女共同参画基本計画について伺っていきたいと思います。

まず、第2次男女共同参画基本計画の成果目標について、1番から10番の成果目標、現時点で目標に達した項目があれば御紹介をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

現計画の10の成果目標のうち8項目は令和3年に実施した市民意識調査の結果を実績値とするものです。

その結果、「男性が介護休業を取ることは家族として当然であると思う人の割合」という項目が目標値50%なのですが、超えておりました。

○面野委員

まだまだ、目標値に達成していない部分も多々あるのかと伺いましたけれども、まず、その第2次計画の中で、計画推進のために三つ、「市民意識調査の実施」、「計画の進行状況の公表」、それから「条例制定に向けた検討・研究」と示されていますけれども、1番の「市民意識調査の実施」というところの御説明をお願いいたします。

○（生活環境）男女共同参画課長

男女共同参画に関する市民意識調査で、最新の調査は昨年の11月に実施しております。

質問の内容は、市民の意見や要望を把握するほかに意識の変化を把握する目的もあることから、基本的には過去の調査、平成13年、23年に行っております調査と同じ内容としておりますが、10年に1度の調査のため、その時代に合わせて削除や追加をしております。

また、現計画で5年ごとに意識調査を実施し、市民の意識や実態を把握することになっておりますので、平成28年に生活指標に必要な意識調査を実施したところです。

○面野委員

それでは、次に二つ目の「計画の進行状況の公表」で、例えば公表場所ですとか、施策数と極端に進んでいない施策などがあれば御紹介いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

計画の進行状況は、毎年、府内の会議及び市民会議において報告をしておりますが、毎年の公表はしておりませんので、この計画終了後には総括を公表したいと考えております。

施策数につきましては23の施策があり、その下に117の事業がございます。

極端に進んでいない施策については成果指標とされておりまして、数字で表すことができる施策である「市の審議会等における女性の登用率」が該当すると思います。

その理由としては、現計画の現状値である平成24年4月の数字が35%でありましたが、令和3年4月は34.7%であり、この10年間、大きく変更がありません。

審議会等の委員は役職によるところが多く、現在でも役職に就く女性が少ないことが考えられます。

○面野委員

それでは、三つ目の「条例制定に向けた検討・研究」の進捗状況について、お示しをお願いいたします。

○（生活環境）男女共同参画課長

条例は北海道でも制定しております、内容が理念条例であります。

他の自治体の条例を見ても、内容は北海道の条例と同様であるため、本市としては、その内容に基づいた基本計画を策定して、男女共同参画の推進をしておりますが、今後も研究をしていきたいと思っております。

○面野委員

それでは、この次につなっていく第3次男女共同参画基本計画策定の進め方について伺っていきたいのですけれども、まず、策定作業のスケジュールについてお示しください。

○（生活環境）男女共同参画課長

第3次計画の策定期間は令和3年度と4年度の2か年で、今年度は市民意識調査と事業評価を実施し、市民意識調査の報告書は府内会議を経て年度内に完成する予定であります。

来年度は、この調査などを基に計画の策定作業に入りまして、第4回定例会において計画案の報告後、パブリックコメントを実施し、令和4年度末までに完成させる予定であります。

○面野委員

それでは、少し具体的な御提案をさせていただきたいのですけれども、私もLGBTQの課題については、以前から当事者の方などの意見交換も含めて、いろいろと調べてしたり、肌で感じたりしているところです。第2次計

画の部分には、そういうような計画が見受けられなかったのですが、第3次計画の策定については、ジェンダー課題ですとかLGBTQに関する取組は登載される予定なのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

10年前には、LGBTというのもまだ今のように広く皆さんの耳に入ったりとかすることはなかったと思うのですが、近年、LGBTQなどの性的マイノリティの方への配慮が求められているということは認識しております。昨年の市民意識調査に性的マイノリティに関する設問を新設したところあります。

その結果を踏まえながら、次期計画策定の中で検討してまいりたいと思っております。

○面野委員

それで、LGBTQのジェンダー課題について、やはり、よく具体的な制度として取り上げられるのが、パートナーシップ認定制度というようなものが、札幌市では早くから導入されておりますけれども、改めてこのパートナーシップ制度の導入について、本市では現時点でどのような課題があると考えられているのかお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

パートナーシップ制度の導入については、全国や道内でも導入する自治体が増えつつあることは認識しておりますが、これまでもお答えしていますとおり、制度を導入した自治体でも、依然として性的マイノリティへの理解が進んでいないということも聞いております。

パートナーシップ制度の導入には、社会全体の理解の浸透が必要であると考えております。

○面野委員

社会の理解が進んでいないということで、そういう課題が他都市にも見受けられるということなのですが、それらの課題が解消されるためには、どういったような取組が必要だと考えますか。

○（生活環境）男女共同参画課長

現在までも、広報おたるや市のホームページ、男女共同参画情報誌に性的マイノリティへの理解促進の記事を掲載するなど、啓発活動を行っております。

今後も引き続き、性の多様性を認めた上で、それを理解して尊重する意識が高まるように、市民の皆様へ意識啓発を行ってまいりたいと考えております。

○面野委員

理解拡大に向けて、周知、啓発活動を行っていくことなのですが、その啓発活動を行って、どのような状況になると、理解不足の部分の解消がなされたと考えられますか。

また、導入を予定または検討している自治体が北海道にも幾つかあると報道でも確認しているところなのですが、その辺の、今、進めている、具体的に検討を予定している自治体と、本市がとりわけ何か異なる点があれば、そういった点で分析されているところがあれば御紹介いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

まず、どのような状況になると課題が解消されたと考えられるかにつきましては、性的マイノリティに対する市民の皆様の意識が深まり、あらゆる性を尊重し合う社会づくりに向けての意識改革が進むことが課題解決の一つだと考えており、今回の意識調査の結果も参考の一つと考えております。

また、制度導入を検討している自治体と、とりわけ異なる点があるかどうかということにつきましては分かりませんが、繰り返しになりますけれども、本市としては制度の導入には市民意識の醸成が必要と考えてきたところであります。

○面野委員

小樽プライド委員会という団体があって、こちらの団体で、今、チラシは印刷してきたのですけれども、2月1日に新型コロナウイルス感染症の影響で、中止と聞き及んでいるのですが、生活環境部男女共同参画課へ問合せと

書かれています。こういった地道に活動されている皆さんもいらっしゃるので、少しそういった当事者の方などの御意見というのも、この基本計画の策定の中ですとか、それから、ただいま御紹介いただいたパートナーシップ制度の導入に関しても、意見交換や、そういった団体の方は、いろいろカフェなども開きながら意見交換もやっていきますので、ぜひ、小樽市としてどういったことができるのかというのも、こういう組織の団体の方も通して、いろいろと参考にしていただければと思いますので、その点だけお願いして、私の質問を終わります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時39分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○丸山委員

◎小樽市住宅エコリフォーム助成事業について

まず、小樽市住宅エコリフォーム助成事業についてお聞きをいたします。

この制度の内容について、応募の際の要件と助成の金額などについてお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

小樽市住宅エコリフォーム助成制度の内容につきましてお答えします。

まず、対象者は住宅の所有者となっております。

対象工事は断熱改修工事、省エネ設備機器設置工事であります。

工事費は、対象工事の総額が50万円以上であることが条件です。補助率は10分の1で、助成額の上限額は30万円となっております。

○丸山委員

過去5年間の予算と利用件数、それから、助成の金額をお聞かせください

○（建設）建築住宅課長

平成28年度から令和2年度までの5年間につきまして、予算金額、助成件数、助成金額の順でお答えいたします。

平成28年度が510万円、5件で約65万円。29年度が510万円、9件で約97万円。30年度が250万円、7件で約84万円。令和元年度が250万円、14件で約207万円。2年度が225万円、5件で約49万円となっております。

○丸山委員

令和元年度、2019年になりますけれども、このときの助成の金額が結構大きかったのですが、何か理由、考えられることがありますか。

○（建設）建築住宅課長

理由は明確には分かりませんけれども、この年は年度途中で消費税が10%にアップしたということがあります。その駆け込みということで件数が伸びたのではないかと考えております。

○丸山委員

今年度の予算、助成件数、それから、助成金額、あと、新年度の予算もお聞かせいただけますか。

○（建設）建築住宅課長

予算についてお答えいたします。

令和3年度予算が150万円、助成件数が12件です。

来年度につきましては、同じく予算は150万円ということになっております。

○丸山委員

ごめんなさい、私、聞き漏らしていますか。今年度の助成金額をもう1回いいですか。

○（建設）建築住宅課長

今年度はまだ終了していませんので見込みですけれども、12件となっております。助成金額は92万3,000円となっています。

○丸山委員

はつきりはしないけれども、2019年の消費税が上がったときには、駆け込み需要というような形で、少し助成金額が増えたという現象もありますので、やはり潜在的な需要はあるのではないかとも感じるわけです。ただ、予算の金額がだんだん減ってきてまして、今年度150万円、そして新年度も150万円と減っている理由はなのですか。

○（建設）建築住宅課長

予算ですけれども、過去の実績に応じた額を予算として計上しました。

○丸山委員

理由としては真っ当かと思います。

ただ、以前には小樽市住宅リフォーム助成事業がございました。この事業がなくなる前、3年間の利用件数と助成金額をお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

平成24年度から26年度までにつきましては、助成件数、助成金額の順でお答えいたします。

平成24年度が96件で約1,668万円、25年度が103件で約1,937万円、26年度が104件で約1,709万円です。

○丸山委員

そうしますと、助成の件数、それから金額ともに桁も違う、以前のほうが使われていたということなのです。

以前の住宅リフォーム助成事業について、現在行われている住宅エコリフォーム助成事業の応募要件や助成の金額について、その違いについてお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

住宅リフォーム助成制度も住宅エコリフォーム助成制度も対象工事の総額が50万円以上であること、補助率が10分の1であること、あと、断熱改修工事の場合は30万円の助成が上限であることは同じであります。

ただ、大きく違うのは対象工事についてです。

住宅リフォーム助成制度は省エネルギー化の工事以外に、建築設備工事を含む建築改修工事全般を対象としております。

それに対しまして、住宅リフォーム助成事業は、省エネルギー化の工事のみを助成対象としております。

○丸山委員

そうすると、エコリフォーム事業の利用件数の助成件数の少なさというのは、やはり、対象となる工事の要件が原因と思うのですけれども、その辺りはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○（建設）建築住宅課長

委員のおっしゃるとおりでありますて、エコリフォーム助成制度の対象工事が、先ほども答弁させていただいたとおり、助成対象が断熱改修や省エネ型設備機器に、一部に限られていることが原因と考えております。

○丸山委員

それで、今回、本議会で何回も出てきていますゼロカーボンシティ宣言もなされました。

日本共産党としても、省エネ、再エネ可能エネルギーを推進していく立場です。

それで、住宅エコリフォームの対象とならない工事というところを読みますと、外装材の張り替え、塗り替えのみの改修工事とか、あるいは水回りの改良をする工事も対象とならない。

ただ、水回りというのは、なかなか劣化していくもので、毎日の生活の中で、汚れたりとか、そういったことも気になって、需要が高いのではないかと思うのです。以前のような、住宅リフォーム助成制度に戻すことはできないにしても、需要が高そうな、要望が多いと考えられるような工事を対象として、さらに金額も、せめて1,000万円や1,500万円などにして、住宅エコリフォームアルファとか、そういった名前をつけて見直していく、こういった検討はできないでしょうか、お答えください。

○（建設）建築住宅課長

住宅エコリフォーム助成制度は、先ほど申しましたように、省エネルギー化の工事を対象としております。

今、委員のおっしゃいましたそれ以外の外装の工事ですとか水回りの工事につきましては、国庫補助金の対象とならないので、本市の単独、一つの支出になってくるということで、多額の財政負担が必要となってきます。

本市の財政状況に鑑みますと、今の住宅エコリフォーム助成制度は、全ての対象工事が国庫補助金を受けることができますので、この制度のほうを実施してまいりたいと考えております。

○丸山委員

ただ、工事費全部を補助しているわけではなくて、一部の補助になっております。

そのことで、工事をしていただく契機にしていただきながら、そして、市内の事業者を利用するというのが一つの条件になっていますから、市内経済にもいい影響が出てくるとも思いますので、あまりつれないことは言わずに、検討をお願いして、次の質問に移ります。

◎小樽市移住・定住促進住宅取得費等補助金について

小樽市移住・定住促進住宅取得費等補助金についてですが、今年の第2回定例会で日本共産党小貫議員が代表質問で取り上げました。

補助対象要件に三世代同居または市が定める同一地区または隣接する地区に居住することを求めたことは、ハードルが高過ぎると指摘しています。制度開始後1年が経過した、この質問をした時点で、問合せはあったものの、利用実績はありませんでした。市長からは、制度の見直しが必要ではないかと考えているとの答弁があったところです。

今年度、制度について、どういった要件を満たせば申請できるのか、また、補助の金額は幾らかお答えください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

小樽市移住・定住促進住宅取得費等補助金の要件につきましては、小樽市内へ転入し、既に小樽市内にお住まいの世帯と三世代で同居、第7次小樽市総合計画に掲げる同一地区または隣接地区に居住し近居を始める方、または移住支援金の受給者を対象に、中古住宅の取得や増改築またはリフォームの費用を補助する制度です。

この金額につきましては、中古住宅の取得に対し、取得費用の2分の1、上限30万円、加算額として未就学児のいる場合15万円加算、18歳未満の子供が2名以上いる場合15万円加算。増改築またはリフォームに対し、増改築費用の2分の1、上限20万円、加算額として、未就学児のいる場合10万円加算、18歳未満の子供が2名以上いる場合10万円加算。両方合わせて最大100万円の補助金額となっております。

○丸山委員

補助の金額も結構高いですし、子供がいることで加算されるということなので、子育て世帯の移住・定住促進の意図は分かるのですが、三世代同居あるいは近居、近くに住むことを要件とした意図は何でしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

本補助金は、新たに三世代で同居や近居をするために本市に転入される方の中古住宅の購入や増改築などを行う場合の経費の一部を補助し、子育てに関する負担を軽減し、もって子育て世代の転入と定住の促進を目的として、若者世代の社会減の抑制を目指したものでございます。

○丸山委員

その三世代で同居あるいは近居をしていただくことで、子育て世帯の負担を軽減するというような捉えでいいですか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

三世代の世代間で子育てに関する負担の軽減を図るということでございます。

○丸山委員

そのことについては否定はいたしませんけれども、子育ての負担軽減については行政の責任もあるということを指摘をして、今年度の利用実績をお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

令和3年度の支給実績につきましては2件、95万円となっております。

○丸山委員

頂いた予算の資料によると、来年度に向けて制度改正をする予定とありました。変更する内容についてお聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

移住相談でのニーズの反映と、運営上の不具合に対応するため、1点目として、三世代近居の定義を総合計画に掲げる同一地区または隣接地区に居住から小樽市内に居住に拡充。2点目としては、交付申請の期限を中古住宅の購入もしくは増改築、または両方を行う日の属する年度の12月末日から、転入し、三世代同居・近居を開始した日から1年以内に拡充をする。3点目といたしましては、18歳未満の子供と未就学児の子の加算の加算方法の変更をする。その他といたしましては、移住支援金の拡充が行われたため、移住支援金の受給者を本補助金の対象から除外予定であります。

なお、補助金額の上限についての変更はありません。

○丸山委員

近居の要件が、隣接する地区でしたので、かなり限られてしまう状況でした。それが、市内にお住まいになれば要件に当たるということに変わることで、大変いいのではないかと思うのです。

ただ、日本共産党としまして、来年度予算の組替えを提案しますけれども、これまで何回もしていますが、マイホーム取得奨励ということで、子供を持つ家族を想定して、親世代が40歳未満の御家庭が家を建てる場合に補助金を出してはどうかと、今回、その事業費に2,000万円計上したものを提案したところです。

三世代同居とか、あるいは近居、市内に住宅を持つという要件については、なくして、さらには予算300万円つけますけれども、その予算を増やして、市内に住みたい世帯への補助金制度、もう少し拡充していく御検討はなされないでしょうか、お考えをお聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

本補助金は子育て世代の転入と定住の促進を目的とし、若者世代の社会減の抑制を目指しておりますが、国や道などの補助金はなく地方交付税などの財政措置もないため、全額市の負担となっていることから、現状では三世代の要件撤廃や、これ以上の拡充については難しいと考えております。

○丸山委員

それは、市がとても頑張って予算を確保してくださっているということについては評価したいと思います。

まだ始まったばかりの制度で、周知の工夫も必要かと思います。今、なされている周知方法を最後に伺って、質問は終わりたいと思います、お願ひします。

○（総務）企画政策室松尾主幹

現状、市のホームページや移住のパンフレットに掲載し周知しているほか、移住ワンストップ窓口などでの移住相談の際に制度の紹介をしております。

来年度につきましては、新たに開設する移住に特化したホームページの中でもPRをしていきたいと考えております。

○小貫委員

先ほど、丸山委員から住宅リフォームだとか住宅確保の提案をしましたけれども、財政を理由にいろいろ断っていますが、だからこそ、日本共産党は、来年度で言えば2億5,000万円の石狩湾新港の負担金の1割を削れば、これらの事業費は十分生まれますので、財政を理由に断るということは、逆にそういったところを削ればいいのではないかと私は思います。

質問に入ります。

◎簡易水道事業について

まず、簡易水道事業についてお聞きいたします。

来年度の一般会計からの繰出金について、今年度との比較でお答えください。

○（水道）総務課長

来年度、令和4年度予算の一般会計から簡易水道会計への繰出金ということで、1億1,204万円、令和3年度の当初予算が1億985万8,000円でしたので、218万2,000円の増加となります。

○小貫委員

なぜ増加したのか、理由をお聞かせください。

○（水道）総務課長

増加理由ということで、繰入れの様々な細かい事由というのがありますが、その細かい増減を言つていきますと、起債の元利償還金となったですとか、石狩西部広域水道企業団への第2期創設事業の出資の関係が増となるなど様々なあるのですけれども、繰入金全体が増えた大きな要因ということで申し上げますと、一つ目としては、企業会計の消費税の納税計算の影響によるものがありまして、令和3年度に金額の大きな建設改良工事がありましたけれども、それが令和4年度は工事がないということで、納税検査の結果、消費税還付金収入というものが440万円減収となります。

二つ目が、支出におきまして、石狩西部広域水道企業団からの受水費が約350万円増となることが大きな要因と考えてございます。

○小貫委員

それで、この繰出金は、今度、企業会計に入った場合に、どのように繰り入れされるのか説明してください。

○（水道）総務課長

繰出金の企業会計への受入れ方の部分についてお答えをいたします。

収入科目などの関係ですけれども、その繰出金の算出根拠が起債の元利償還金であったり、管理経費的なものであったり、様々なあるのですが、その算出根拠となる支出につきまして、例えば、起債の元金は投資的経費に関わるものということで、資本的支出ということで支払います。

一方、起債の利息に関しては、これは管理経費的なものということで、収益的支出として支払いますので、それらを算出根拠とする繰入金を歳入で受けるに当たりましても、収益的収入ということで受けたり、資本的収入で受

けたりと分かれる形になります。

また、この繰入れの根拠となる地方公営企業法が、第17条の2、第17条の3、第18条とあるのですけれども、その根拠条項の違いによりましても、収入科目が負担金、補助金、出資金というふうに科目を分けて受入れをしていくというところでございます。

○小貫委員

それで、この繰り入れされているお金は、今、収入的収入と資本的収入というところがありましたけれども、大体、収入の割合からしたら、大ざっぱでどのぐらいになるのでしょうか。

○（水道）総務課長

収益というか、予算規模ということで申し上げますと、収益的収入と資本的収入、大体、両方合わせまして2億3,000万円くらいでございます。

そのうち、先ほど申し上げた繰入れが1億1,200万円ということになりますので、ほぼ半分弱というくらいになります。

○小貫委員

収入の半分が、大体、一般財源、一般会計からの繰り入れだということで、そして、支出では、大きい費用としては、恐らく先ほどあった受水費があると思うのですけれども、この基本水量は、いつまで計画として決まっているのか、また、それはいつ時点の計画なのか説明してください。

○（水道）佐治主幹

現在、当市のほか、石狩市、当別町、石狩西部広域水道企業団との間で、年間基本水量に関する覚書を締結しております。

締結年月日は平成25年3月29日で、期間としましては平成25年度から36年度、つまり、令和6年度までとなっております。

○小貫委員

令和6年度まで決まっているという話で、まず、昨年度と今年度の見込み、来年度予算、この三つで、基本水量と総給水量を示してください。

○（水道）佐治主幹

基本水量と総給水量に関してですが、最初に、基本水量は令和2年度58万9,840立方メートル、3年度61万1,740立方メートル、4年度64万575立方メートルであります。

次に、総給水量ですが、令和2年度と3年度見込み、4年度の予算の推定値になりますが、令和2年度は27万9,155立方メートル、3年度は26万8,000立方メートル、4年度は26万9,000立方メートルでございます。

○小貫委員

基本水量、要は、市が受け取る分だと思うのですけれども、これは来年度に向けて増えているのです。ただ、その一方で、実際に使った、使う分ですが、総給水量のほうは減っているということになっているのですが、これはなぜそのようになっているのか説明してください。

○（水道）佐治主幹

最初に基本水量につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、関係自治体等と締結しております年間基本水量に関する覚書によるもので、規定値であります。

一方、総給水量は実際に使われた水量で、減少した理由として、コロナ禍の影響で一部企業活動が停滞したことが主要因と考えております。

○小貫委員

使わないけれども決まっているから、水が来るという話なのです。総給水量は、大体、今、話を聞いたら、おお

むね27万平方メートルなのですけれども、有収水量、いわゆるお金になる水量ですが、と、総給水量に対して占める割合を示してください。

○（水道）佐治主幹

令和2年度、3年度見込み、4年度予算の推定値でお答えいたします。

まず、有収水量ですが、2年度は15万8,265立方メートル、3年度は15万7,000立方メートル、4年度は15万7,000立方メートルであります。

続きまして、総給水量に占める有収水量の割合を示しますと、2年度は56.7%、3年度は58.6%、4年度は58.4%であります。

○小貫委員

6割弱というところで示されましたけれども、これは市の水道事業では、この有収水量の割合はどうなっているのでしょうか。

○（水道）佐治主幹

水道事業に関しまして、総給水量に占める有収水量の割合を、先ほどと同様に令和2年度から4年度までお示しますと、2年度78.1%、3年度77.8%、4年度78.2%であります。

○小貫委員

今の答弁を聞きますと、小樽市の水道事業と比べて、簡易水道事業のほうが水を供給しているけれども金にならないという話なのですが、なぜ、この簡易水道の有収率は低いのか説明してください。

○（水道）佐治主幹

簡易水道事業で有収率が低い理由として考えられることは、水道利用状況が低いため、水道管に長時間水が滞留することで水質が損なわれることが考えられるため、水質保全のため放水をしていることが主要因と考えられます。

○小貫委員

先ほどから、令和6年度まで計画が決まっているという話なのですけれども、やはり、売れない水を受け入れている現状ですので、次、令和6年度の後には計画を見直すということになると思うのですけれども、この計画水量を見直すように、やはり、次期の計画ではそのようにするべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（水道）佐治主幹

基本水量に関しましては、今、委員がおっしゃられましたとおり、令和6年度までは覚書を締結しており、見直すことは困難と考えておりますが、7年度以降については、これから関係者との話し合いになるものと考えていることから、それまでに、今、御提案のあったことを含め、必要な事項を整理していきたいと考えております。

○小貫委員

そうは言っても、一般会計から約1億円というお金が毎年繰り出されているわけですけれども、まず、市として、この一般会計からの繰出しを減らしていくという計画は持っているのか、将来的な見通しも含めて示してください。

○（産業港湾）由井主幹

一般会計から繰出しを減らすということは、いわゆる簡易水道を利用する企業をいかにして増やすかということになり、そのためには、さらに企業誘致を進めていくことになりますが、具体的に簡易水道を利用する企業の誘致を何社進めるという計画はございません。石狩湾新港地域の銭函4丁目エリアでは、分譲主体であります石狩開発株式会社が分譲用地の造成を行いまして、令和元年度から約6ヘクタールの用地の分譲を開始しておりますが、好調に分譲が進んでいることから、計画を前倒しして、隣接市である約16ヘクタールの分譲用地の造成を行いまして、令和4年度から分譲を開始すると聞いておりますので、今後も新たな企業の立地が進むものと期待しているところでございます。

○小貫委員

将来的な見通しを含めてという話をしたのですけれども、今の話は希望的観測で、分譲が進むから、そのうち、繰出しが減っていくのではないかという捉えでよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

分譲用地を造成していくということは、企業の立地が進むということになりますし、企業の立地が進むということであれば、水の利用が進むということでございますので、こういったことも含めまして、期待しているという形で考えております。

○小貫委員

それで、先ほども答弁の中にありましたけれども、石狩開発株式会社の話です。結局、石狩開発株式会社が赤字分を持つという話だったのに、破綻したということで、北海道の責任は大きいのですけれども、北海道も、今、主幹から答弁あったように、企業誘致に取り組むのだというふうにして責任逃れしているのですが、具体的に、簡易水道の区域への企業誘致の、北海道の施策はどのようなものがあるのですか。

○（産業港湾）由井主幹

これまで、北海道としましては、石狩湾新港地域も含めまして、道内全体の工業団地などへの企業誘致を進めているところでございます。その中でも、石狩湾新港地域では、水の利用の促進が必要なことから、今後も引き続き、石狩開発株式会社や、北海道も東京、大阪、名古屋事務所と連携しながら、食品関連の企業などへ企業誘致活動を行っていくと聞いております。

○小貫委員

今の答弁、確認いたしますけれども、要は、私はあの地域に限った北海道の努力は何かあるのですかと聞いたのですが、答弁では、北海道全体としての企業誘致について、北海道は取り組んでいるということでの答弁だったということでおろしいですか。

○（産業港湾）由井主幹

北海道としましては、広く北海道という立場もありますので、道内全体の工業団地の誘致に取り組んでおります。

繰り返しの答弁になりますけれども、その中でも石狩湾新港地域につきましては、水の利用の促進が必要ということで、食品関連の企業の誘致を進めていただいているということを聞いております。

○小貫委員

そうしたら、食品関係の企業への誘致を進めているというけれども、具体的にそういうメニューがあるということなのですね。

○（産業港湾）由井主幹

食品関連企業という意味では、北海道におきましては、関係機関と連携して、札幌臨海小樽・石狩地域産業活性化協議会というものがあります。そちらで本年度の食品開発展2021という首都圏で開催されました産業展に出展しまして、このエリアの立地環境や産業用地のPRなどを行っています。

○小貫委員

具体的にはないというような答弁だったと思いますけれども、まとめます。

いずれにしても、北海道が招いた財政負担なのですけれども、赤字解消のために、やはり北海道の努力が必要だと思います。ところが、北海道はその努力をしていません。まず、この赤字は、北海道が負担すべき赤字です。

ですので、引き続き、強く要求すべきだということを申し上げて、答弁を求めて終わります。

○（産業港湾）由井主幹

これまで、北海道に対しましては、本市の財政運営に支障を与えないよう、必要な措置を講じてもらうため、要請を行っておりまして、本年度では、8月24日に北海道に対し要請を行っているところでございます。

今後につきましても、簡易水道の赤字解消に向けた取組の実現に向けまして、粘り強く要請していきたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○高木委員

◎空き家について

それでは、空き家対策についてお伺いをします。

平成27年度734万4,000円、また、令和2年度は556万6,000円で実態調査を行っています。その内容については、市の提供する資料に基づいて、現地でそれぞれ物件を歩き回って、資料として整理されていると聞いています。

もしお答えできればなのですが、その実態調査の内容は、どのようなものを整理されているでしょうか。

○（建設）木村主幹

実態調査の委託の内容でございますが、我々が提供しております水道の閉栓情報、それから、町内会の方々から情報を入手した空き家であるかどうか、もしくは、空き家ではなくなった、そういうた情報をお伺いを委託業者に提供して、一件一件、現地調査を行い、場合によっては周辺への聞き取りなども行いまして、空き家かどうかの判定をしていくといったようなことになります。

○高木委員

その実態調査、例えば、所有者、住所、土地の地番などを調べているのかというところなのですけれども、その部分についてはいかがですか。

○（建設）木村主幹

空き家の住所などにつきましては、当然、そういうのも全て把握した上で、一件一件回って把握はしてございます。

○高木委員

その調査をした調査資料ですけれども、空き家対策担当部署では、その資料をどう活用しているのか、お聞かせください。

○（建設）木村主幹

空家実態調査で得られたデータのうち、管理不全な空き家につきましては、あらかじめ所有者調査を行っており、市民の方から緊急な相談にも迅速に対応できるよう進めております。

このほか、令和2年度から3年度にかけて実施をいたしました空き家利活用推進事業につきましては、良好な空き家を対象にしているわけではございますけれども、こういったものに活用したり、また、令和3年度には、空き家所有者にアンケート調査を実施したりしてございます。

こういったものに活用しているところであります。

○高木委員

次いで、最近、雪が多いせいか、雪の重みで崩壊している建物が多々あります。今年度の空き家は1,910件あるのですが、全てにおいてパトロールは難しいですけれども、落雪の防止を含めて、パトロールはされているのかをお聞かせください。

○（建設）木村主幹

パトロールの状況でございますけれども、定期的なものといたしましては、1月上旬に落雪防止パトロールということで行っております。

また、このほか、毎年、道路や近隣へ落雪する空き家につきましては、特に巡回を強化してパトロールを実施し、状況に応じて適宜、所有者へ指導を行っております。

○高木委員

そのパトロールの頻度は、どれぐらいかお分かりですか。

○（建設）木村主幹

パトロールは1回なのですけれども、巡回の頻度ですけれども、我々、ほぼ毎日、現地の外勤がございますので、その地域をある程度分けまして、四つぐらいの地区に分けまして、その都度、その周辺になる相談の多い空き家を見て回っているといった状況でございます。

○高木委員

これは空き家にとってのものですけれども、最近、松ヶ枝地区で雪の重みで崩壊した空き家があったと思います。現状は整備されてきれいになっているのですけれども、この物件は、空き家対策担当部署で行ったのでしょうか。

○（建設）木村主幹

私どもも、もちろん対応はしておりますけれども、まずは一報としては、警察、消防から通報を受けまして、私どもも駆けつけました。それで、所有者等の折衝、当然、道路に倒れてきていたものですから、早急に改善が必要ということで、所有者がたまたま近隣にお住まいの方だったものですから、連絡を取りまして、解体業者の選定等で我々も相談に乗りながら、早期の解体に努めたところでございます。

○高木委員

それで、例えば空き家の崩壊で、もし所有者が分からなかった場合というのは、本市としては、どういう対応をするのでしょうか。

○（建設）木村主幹

空き家の所有者が分からなかった場合という御質問でございますが、分からぬというのは、捜査をしても不明だったということでお答えをさせていただきたいと思いますけれども、例えば相続放棄をされているとかということになりますと、その空き家を管理する方がいないということになりますので、そうなりますと、その状況にもよりますが、本市で緊急避難措置といった支援も要してございますので、そういったものも活用しながら対応していくことになろうかと思います。

○高木委員

本当に、ホームページを見ても、注意喚起は3月にされているのですけれども、雪が少ない、多からず、市民の周知は早めにしていただきたいと思います。

次に、令和4年の事業予算の中で移住・定住促進住宅取得等補助金が中古住宅取得及びリフォームに要する経費を最大100万円補助、または300万円の予算をつけているのですけれども、先ほどの共産党の丸山委員の答弁でも、100万円の補助の内訳は分かりました。この補助金は、空き家に対しても対象になるのかをお聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

三世代同居、近居のために、中古住宅である空き家を取得し、リフォームする場合は補助金の対象となります。

○高木委員

それで、移住促進事業の経費で小樽の情報発信とか、個々の相談に乗るという事業があるのですけれども、その中で、例えば、今、全国的に空き家を利活用したリフォームだとか、その活用をして住みたいという人も多くなってきているのですが、そういう実績があった場合には、その空き家を活用した相談というのも、その事業の中で対

応というか、できるでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

現状での企画政策室に、移住ワンストップ窓口という形で置いてあります。

そこで、住宅、住まいの相談があった場合、空き家バンク等に登録されてあれば、空き家の担当につなぐということはしております。

○高木委員

では、次に、小樽市特定空家等住宅除却費助成制度についてですが、その空き家の所有者であれば対象になると 思います。

しかし、第三者が購入した場合でも、この助成は対象になるのか、また、法人が購入した場合はどうなるのか、お聞かせください。

○（建設）木村主幹

特定空家等住宅除却費助成制度のことだと思いますけれども、この制度を利用するための補助申請者、すなわち 所有者ですけれども、これの要件としては、市税の滞納がないこと、それから、暴力団員ではないこと、それから、 所有者の世帯全員の所得の合計が一定額以下であることなどの要件がございます。所有者が替わっても、この要件 に合致する場合は助成は受けられることになります。

それと、法人の場合も対象になるのかということでございますけれども、補助金の交付対象者ですが、法人は対 象としてございません。

○高木委員

第三者が購入しても対象になるということですね。

その補助限度額を30万円としている理由は何かお聞かせください。

○（建設）木村主幹

30万円として定めた考え方になりますが、一般的な住宅の規模で申し上げますと、大体、30坪で解体費が坪約3 万円程度というふうに考えられますので、解体費の総額は約100万円ということになります。

また、既に制度を運用していた自治体の助成額の状況や本市の財政状況なども勘案し、解体費の100万円の3分の 1程度となる30万円を上限として定めたものであります。

○高木委員

解体費も増えているので、ぜひ、そこも加味していただきたいと思います。

次に、今、第2次小樽市空家等対策計画を素案で作成していると思います。先ほどの答弁で、令和3年度もアン ケート調査を行ったとありますけれども、その内容で、例えば、空き家バンクのことだととか、売却をしたい、取り 壊したいというような、多分、アンケートだと思うのですが、その中で、多かったものについて、お聞かせ願いま す。

○（建設）木村主幹

アンケートで多かった御意見ということでございますが、広く回答がございましたけれども、例えばですが、遠 方にいるため防犯や防災、雪の問題が心配である、それから、解体したいけれども道路が狭く重機が入れないよう な場所なため解体費が大幅にかかるので費用の捻出が難しいですとか、あとは、利用していない土地は減免の対象 としてほしいですとか、兄弟間で相続の話がまとまらないですとか、また、土地、建物を市に寄附したい、土地と 建物を処分、活用したいが、どこに相談したらいいか分からない、こういった相談が寄せられております。

○高木委員

それで、市に寄附をするとかは、多分、無理だろうと思うのですが、例えば、アンケートにあった、解体をした いという場合に、費用の捻出もできない、それをどう解決するかという案はあるのでしょうか。

○（建設）木村主幹

解体費の捻出が難しい方への対応でございますけれども、危険な空き家に特化したものにはなりますが、ある一定の所得、金額以下である方につきましては、先ほども申し上げました解体費の助成の交付を行っておりますし、場合によっては、銀行で取り扱っております解体費の助成の融資、こういったものも御紹介しながら、何とか解体していただけるようお願いしているところでございます。

○高木委員

計画を策定する中で、市民が思っている解決策等も盛り込めれば、少しずつでも問題、課題をなくしていくかないとならないと思っています。

ずっと空き家は問題になっているのですけれども、最後に、空き家対策担当の部署は、何を目的として業務を遂行するのか、お聞かせ願えますか。

○（建設）木村主幹

何を目的として対策をしていっているのかということでございますけれども、私ども、一番重要視しておりますのが、やはり管理不全な空き家への対応が重要であろうと考えております。

この管理不全な空き家を減少させるために、計画に記載されております三つの取組、所有者への注意喚起、特定空家等の措置、住宅解体の促進、所有者が不明、不存在の空き家への対応などの取組を行い、管理不全な空き家の改善を図る必要があるというふうに考えております。

このほかとしては、空き家の発生予防対策、所有者への適正管理対策、利活用対策、多様な主体との連携なども併せて進め、空き家対策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

○高木委員

空き家というのは、本当に活用してもらうこと、または、売却もそうですけれども、やはり、維持ができない、相続もできない、また、相続の中のもめごとも多々あると思います。

ただ、この特定空家等にしないような、防止策というのは必要ですし、例えば、指導、勧告、命令だとか、行政代執行になってしまふと、その一つの例をつくってしまうと、空き家は放っておいてもいいのだというふうになりかねないと思うので、これは将来、何百件と増えていくであろうこの空き家については、やはり防止対策を、活用方法もそうですけれども、私もいろいろ考えていますが、協力しながら、ぜひ、進めていきたいと思っています。

○中村（吉宏）委員

◎自治体のデジタル化と町内会について

まず、自治体のデジタル化と町内会について伺います。

今定例会で、先ほど少し議論出ましたけれども、総連合町会への補助金が予算案として示されておりますが、趣旨を説明してください。

○（生活環境）小山主幹

小樽市総連合町会に対する補助金の交付に関して、必要な項目を定めている補助金です。

その補助の内容といたしましては、総連合町会の運営費の助成と単位町内会の運営費の助成と、青少年育成活動の助成という3本立てになっております。

○中村（吉宏）委員

それが増額ということなのですけれども、増額の部分についての説明をいただけますか。

○（生活環境）小山主幹

今回の要望の背景についてなのですが、人口減少に伴いまして世帯数が減になって町内会費が減少し、各町内会で財政的に厳しく、事業を削って運営費を捻出するような状況があるということ。それと、総連合町会事務局の運

営が市の補助金と単位町内会の会費の収入減によって、運営する経費の捻出に苦慮しているという背景がございまして、単位町内会のうちの世帯割単価及び総連合町会運営費の大幅増額の抜本的な見直しということで要望が出ております。

○中村（吉宏）委員

町内会運営が、この人口減少下でも円滑に進められるようにと、そういう趣旨であると受け止めました。一方で、本市では自治体DX化も今後進められていくということで、様々な場面でデジタル化も進んでいくということになると思います。

町内会でも、こうした枠組みの中にぜひ組み込んでいってほしいという声があるのですけれども、まず、基本的なデータのところを伺いますが、会館を有する町内会は幾つあるのかお示しください。

○（生活環境）小山主幹

町内会としては74町内会、会館としては75会館ございまして、東小樽町内会が2館所有している状況でございます。

○中村（吉宏）委員

75会館があると。その中で、パソコンや複合機ですとか、あるいはインターネットの回線、Wi-Fiなど、機材の設置状況は把握されているのかお示しください。

○（生活環境）小山主幹

市では個別には把握しておりません。

○中村（吉宏）委員

町内会の中で、こうした機材を駆使して市との情報の共有度合いを高めていきたい、あるいは、情報のスピーディーな入手ですとか、回覧板等の配布物などもあると思いますけれども、そういったものもデータで入手して、必要戸数に独自で印刷して配付するなどの効率化を求めるという声があるようです。

こうしたニーズに応えていくことも、今後、重要かと思うのですけれども、この辺、お考えいかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

会館にインターネット環境があれば、先ほどおっしゃったとおり、市からのデータを送って回覧物とかお知らせを送るということは可能だと思います。

○中村（吉宏）委員

そういう環境があればというお話ですね。

さらに、デジタル化に伴いまして、各町内会が個々に、例えばプロバイダー契約を行ったりとか、回線を用意したりとかというような状況になっているかと思うのですけれども、こういうのを一本化して、市あるいは総連合町会で単一のシステムといったものを導入することによって合理化を図っていくということも考えられるかと思うのですが、こうした事業の必要性を私たちは感じているのですが、こういうものも、今後、予算を含めて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

今、そういったケースにつきましては、先ほども申し上げました総連合町会の補助金の中の単位町内会の運営費等の中で、お金を負担するというふうになっていると思います。

今、委員のありましたお話につきましては、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染不安とかで、電子回覧板の導入を検討している自治体などもございます。そういうことも承知しておりますので、こちらとしては、今後、いろいろとリサーチをしていきたいというふうには考えております。

○中村（吉宏）委員

そうですね、リサーチしていただきながら進めていただきたいと思います。

各単位町内会で、それぞれ異なる事情もあるということなのですけれども、先行している町内会もあるわけなので、そういったモデル町内会をつくって試行するなどの対応を考えてみていただきたいと思いますけれども、この辺はいかがでしょう。

○（生活環境）小山主幹

他市でも、導入するときにモデルでやっているという例もお聞きしておりますので、そういった他市の状況も調査していきたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

それから、この問題について、町内の方々、特に役員の方についてのITスキル等の問題が出てくると思います。

個人差があると思うのですけれども、こういったITスキルの向上についても、高齢に伴う課題、いろいろあると思いますが、対応等、考えるようなことがあればお示しください。

○（生活環境）小山主幹

私どもも、日頃、町内会とやり取りをしている中で、町内会のITスキルの格差があるということは認識しております。実は、今年度なのですけれども、小樽市ふるさとまちづくり協働事業がございまして、その中で「ZOOMやLINEで繋がる町内会に！スマホ教室 in 小樽の町内会」という事業がございます。それで、コロナ禍ではあるのですけれども、町内会で地域住民を対象に、大学生が講師となって、スマートフォンに関する悩み等を解決するための講習会を実施したという実績

がございます。

このような取組もありますので、ネット環境の整備とか、そういうふうに加えて、今後の課題とかもいろいろあると思うのですけれども、ITスキルのデジタル化へのニーズがあるかということは、総連合町会等にも意見があると思いますので、そちらにもお話を聞いて考えていきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

特にデジタル化においては、若い世代の方たち、たけていますし、今、町内会における地域からの若い方たちの、離れていくってしまうというようなこともありますので、そういったことも含めて、今後、取り組んでいっていただきたい、若い方も巻き込みながら取り組んでいただきたいと思います。

◎中小企業の支援と創業の促進について

次の質問にさせていただきます。

中小企業の支援と創業の促進について伺います。

まず、今定例会に示されている空き店舗対策支援についてなのですけれども、空き店舗と言うからには、市内、結構あると思うのですけれども、今、対象となっているところの空き店舗数、お示しいただけますか。

○（産業港湾）由井主幹

実は、毎月、中心4商店街の空き店舗調査を実施しておりますので、直近の令和4年2月調査における中心7商店街の空き店舗数、少しお答えさせていただきたいと思うのですけれども、こちら、対象でいいますと、52店舗、空き店舗という状況になってございます。

○中村（吉宏）委員

その空き店舗対策ということなのですけれども、一方、空き店舗の利用状況、希望者数などというのは把握しているのでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

希望者という形では把握してございませんけれども、空き店舗対策支援事業の今年度の実績ということで、少しお答えさせていただきたいと思うのですが、令和3年度、おおむね今年度の事業、申請いただいていますけれども、昨日3月9日時点で新規の申請が1点、家賃補助なものですから、昨年度中に申請がありまして、今年度も引き続

き家賃助成したと、こういった方1件を合わせまして合計2件なのですが、助成額で40万円、支援しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

以前からこういった事業が行われておりますけれども、その際に、少しまとめていくと課題というのが出てくると思うのですけれども、以前の流れでいくと。

以前の課題の抽出は、どのように行ったのかということと、それから補助内容等、変更していると思うのですけれども、その変更点を併せてお示しください。

○（産業港湾）由井主幹

今回、事業の拡充、拡大を行っている格好なのですけれども、こうした背景は令和3年1月から12月にかけて、空き店舗数が増加しております、特に中心4商店街の空き店舗が増えているという状況が背景にあります。

それから、商店街で商売される場合、課題ということなのですが、商店街で商売される場合には、もちろん、商店街は人通りが多いので、集客力はあるですとか、商店街を通じた情報を得られるといった、そういうメリットがあるのでけれども、家賃がやや高いですとか、組合費が少し負担があるですとか、こういったような声も聞いておりまして、経済的支援が必要ではないかということで考えたということでございます。

今回、変更点の前段として他都市の状況などを少し調査しますと、これまで私どもが家賃補助をしてきた格好になるのですが、これに内外装工事をしている例も多く見られたものですから、商店街の皆さんに、家賃補助を拡充する方向性と、家賃補助と内外装工事を併用する方向とどちらがいいですかと少し御意見をお伺いしましたら、併用したほうがいいのではないか、効果が高いのではないかという声を聞きましたものですから、このような形になってございます。

変更内容、少し具体的に御説明しますと、市内の既存事業者が中心4商店街、都通り商店街、花園銀座商店街、サンモール一番街商店街、山側の4商店街ですけれども、こちらに新たに店舗を開設または拡張する場合に、これまでの月額5万円を上限とする家賃の2分の1を補助するという家賃補助に加えまして、内外装工事費の2分の1、上限は30万円を上限とする助成を新設する。これに加えまして、市外事業者が中心商店街に新たに店舗を開設・拡張する場合ですとか、移転する場合も対象に加える、こういった形で変更したいと思っております。

○中村（吉宏）委員

市外の方の小樽市への流入が期待できるのかと、今、思いながら伺っておりました。

その次に創業支援事業という類似の事業案が示されているのですけれども、これとの違いは何なのか、あるいは、新規創業の方が併用するとか、そういうことはできないのかということをお聞かせください。

○（産業港湾）由井主幹

創業支援補助金につきましては、あくまで新規創業される方が対象となります。

空き店舗対策支援事業は既存事業者、既に商売されている方が、例えば2店舗目を開設するような場合に対象となるという違いがありまして、商店街で創業される場合は創業支援の申請を検討していただくという形になります。

○中村（吉宏）委員

併用できない、新規の方とそのほかの方という区分だというふうに理解しました。

特に新規創業される方の相談なども、私は乗ったこともあります、いろいろなこと聞くのですけれども、今回、両事業とも店舗の内外装に対する支援を行うということあります。

これまで、新規創業の方が壁に当たるシーンがありますて、というのは、消防法の規制で設備を新設しなければならないと。規模によってスプリンクラーなど、こういった機材を新設しなければならないような場面に遭遇した場合にすごく高額だという話になります。

今回、内外装に対応ということなのですけれども、こうした消防設備等にも対応できると考えてよろしいのでし

ようか。

○（産業港湾）由井主幹

現時点では、助成対象の詳細、まだ固めておりませんけれども、創業支援補助金において、内外装工事費、もう既に支援してございますので、その取扱いとの整合性を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

この消防法、非常に防災の観点からは重要なのですけれども、創業の観点からしますと足かせになってしまふという非常にもどかしい状況もありますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

◎対話の重視について

私から最後に市長の政治姿勢に関して伺いたいと思います。

今定例会で、市長は今年行われる小樽市長選に再選を目指して、出馬されるという旨を公表されました。

政治姿勢の中で重視される3点、「対話の重視」、「経済と生活の好循環」、そして「未来への3つの備え」という3点のうち、今回、対話の重視に関して伺いたいと思います。

市長がこの対話の重視を実行、意識的に行われているということは、我々の目から見ても分かる状況であります。その姿勢は、今回、我々の代表質問における答弁でも確認をさせていただきました。しかし、市政執行においては、本市の全職員の方が、市長の政治姿勢をしっかりと把握をして、市民対応や日々の業務に臨んでいってこそ実現されることなのだろうと認識をしております。この職員の方に対話の重視を浸透させるということが、やはり重要であろうと。

のことについていろいろ考えながら調べてみると、例えば小樽市自治基本条例第17条の2項には、市長は市政運営をしていく、まちづくりについて指導力の発揮というところが、まさしくこういうところに関わってくるところかと。そのために、その指導力を発揮するために、職員の方を育成すべきということも第18条に関する事柄で規定されております。

さらに、同条例の第19条の第2項では、職員の方々は職務の遂行に必要な技術の向上に努める旨、規定されておりまして、これはまさに市民の方とのコミュニケーションにおける能力向上、こういったことも、まさにこれに当てはまるのではないかというふうに解しているところであります。

こういったことを受けまして、今後、市長がこの対話の重視をさらに本当に重視をして市政運営を行っていく上で、職員の方々とさらなる市政の共有を図ることについて、どのようにお考えなのかということを、見解を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長

私の政治姿勢の一つであります対話の重視についてのお尋ねでありますけれども、そもそも、私が対話の重視を掲げているのは、行政が進めていくまちづくりと市民の方が望むまちづくりとの間に、しばしばミスマッチが生じているというケースが見受けられますので、対話を通じて、日頃お話を聞きすることによって、そういうミスマッチの生じるまちづくりが解消できるのではないか。また、もちろん、市民の皆様と対話を重ねることによって、アイデアなり、ヒントがあつて、それをまちづくりに生かしていくけるというメリットもあるということで、政治姿勢の一つに掲げているわけなのです。例えば、今の前の答弁で、商業担当主幹が制度を改正していく、変更するに当たって、関係者の意見を聞いた上で施策に反映していった、これは非常に望ましい姿だというふうに、私は思っているのですけれども、必ずしも、市政全般を見たときに、そうではない。

つい最近の話ではあるのですけれども、行政といいますか、職員との間に距離感を感じるような事案が二つほどありました。やはり、距離感がありますと対話も生まれませんし、対話も進んでいかないだろうというふうにも、改めて、少し思った事案に遭遇しましたので、改めて、私自身は、小樽市自治基本条例に基づくリーダーシップははつきりしていかなければいけませんし、職員の人材育成にも努めていかなければいけないというふうに思ってお

ります。

今、申し上げたような事案に当たりますと、やはり職員一人一人が市民生活の現場ですとか、やはり経済の現場などに出向いていって、市民の皆さんなり事業者の皆さんが、日頃市政に対してどういう思いをお持ちなのかということを受け止めながら、まちづくりを進めていくことが理想だというふうに思っておりますし、着実に前に進めていかなければいけないというふうに思っておりますので、改めて機会を見て、この辺り、職員に周知もしていきたいし、実践もしてもらいたいというふうに思っているところでございます。

○中村（吉宏）委員

今、市長から職員の皆様と取り組んでいくという姿勢も、新たに伺いました。

この政治姿勢に関しては、我々議員という職責を担っている人間にとっても当てはまることがあると思いますし、この市政運営の根幹となる重要なものだと思いますので、今後も市長と職員の皆様、一丸となって、実行していくことをお願いをいたしますと、質問を終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時57分

再開 午後4時34分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

丸山委員外1名から、別紙お手元に配付のとおり、修正案が提出されております。

提出者より、趣旨の説明を求めます。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第1号小樽市一般会計予算の修正案について提案理由を説明申し上げます。

今年度、利用制限が実施されたふれあいパスについて、制限を撤廃し、利用者負担を110円にするため979万7,000円、子どもの医療費助成については、中学生の通院を課税世帯は1割、非課税世帯は初診時のみとするために1,142万円、国民健康保険の負担軽減のため1億5,673万7,000円、水道・下水道の利用水量の少ない世帯の軽減策として3,036万8,000円、住宅リフォーム助成の復活で1,600万円、若い世代の住宅取得助成に2,000万円、就学援助費は卒業アルバム代を支給し、市営室内水泳プールの基本構想委託費を計上しています。

保育士の処遇改善のため、正規職員を雇用する予算として1,769万9,000円と直接給付事業として490万円を計上し、これらの財源として北海道新幹線、石狩湾新港負担金、第3号ふ頭及び周辺再開発事業、マイナンバー関連経費を削減し、歳出増と歳出減の差し引きで5億6,407万8,000円の歳出減とする一方で、歳入では大型事業の削減に伴い、財源となる国庫支出金や市債を削り、6億5,089万8,000円を減額します。

また、歳入について、固定資産税・都市計画税の滞納繰越分を過去5年間の平均と同程度とするため、6,420万円を増額するなど、8,682万円を増額し、歳入増と歳入減の差し引きで、歳出と同様に5億6,407万8,000円を減とする内容です。

この修正により、市民の生活により重点を置いた予算となります。

議員各員の賛同をお願いし、提案理由といたします。

○委員長

これより、一括討論に入ります。

○丸山委員

日本共産党を代表して、議案第1号ないし議案第12号の各会計予算案、議案第14号令和3年度小樽市一般会計補正予算、議案第25号小樽市公設青果地方卸売市場条例を廃止する条例案及び議案第34号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、いずれも否決を主張し、議案第1号修正案の可決を求め、討論を行います。

新年度予算案は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で疲弊する市民生活に十分寄り添う内容とは言えません。石狩湾新港の大型事業を温存するべきではなく、駅前再々開発は今すぐやるべき事業とは思えません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵攻がいまだ続く中、その影響がいかほどになるのか分からぬ状況です。第3号ふ頭及び周辺再開発事業、新幹線事業は今こそ立ち止まるべきです。ガソリン、灯油、食料品や日用品の値上がりが続いているにもかかわらず、賃金の上昇は追いついていません。4月からは年金さえも引き下げられることになります。人口減少対策は待ったなしですが、子育て支援や移住・定住政策は限定的です。見直しの要望が多いふれあいパス制度は変更したばかりで検証が十分ではないという理由で、手つかずのままです。

日本共産党の予算修正案では、急ぐ必要のない大型事業費を削り、子育て支援と若年者の住宅住居所得の支援策を盛り込みました。介護保険では、低所得者の保険料負担を助成し、ふれあいパス事業費を増額するなど、市民生活により重点を置いた予算としました。

議案第14号小樽市一般会計補正予算は、マイナンバーカードに関わって住民基本台帳システム整備事業費が計上されていることから賛成できません。

議案第25号は、小樽市公設青果地方卸売市場を廃止するべきではありません。

議案第34号は、低所得者にさらなる国民健康保険料の負担を生むもので、賛成できません。

詳しくは本会議で述べることといたします。

各議員の賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立少數。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし議案第12号、議案第14号、議案第25号及び議案第34号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり、熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、松田副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くせませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。